

# 「望ましい働き方ビジョン」の概要

～非正規雇用問題に総合的に対応し、労働者が希望する社会全体にとって望ましい働き方を実現する～

- 非正規雇用で働く労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に必要な施策の方向性を理念として示す
  - 有期労働契約法制等の議論の成果を盛り込みつつ、非正規雇用全体に共通する施策の方向性を示すことにより、将来的な取組みの指針とする
- ※ 本ビジョンでは、パート・アルバイト、契約社員、嘱託、派遣労働者等の名称を問わず、広く「非正規雇用」を対象

## 労働市場の状況

人口減少社会、今後、就業者数は大幅減少

失業率は高止まり、「非正規雇用」は3割超

\* 非正規割合は、2010年で34.4% (2002年以降最高)

\* 今後10年で約400万人の減少

## 目指すべき方向

持続的な経済成長や  
社会保障制度の維持を  
「雇用」が下支え  
↓  
「分厚い中間層」の復活

「全員参加型社会」の実現

「人材立国」の実現

「ディーセント・ワーク(働きがいのある  
人間らしい仕事)」の実現

\* 労働者の視点から、就労困難の要因を排除・労働の質の向上

<望ましくない状態>

非正規雇用の増加  
「雇用の安定」、「公正な処遇」が後退  
(ミクロの視点)

正規・非正規という  
二極化した考え方を超える

<望ましい状態>

「雇用の安定」  
「公正な処遇」  
「多様な働き方」

悪循環

(合成の誤謬)

不安の増大  
消費活動の停滞  
デフレ

経済活動の停滞  
(マクロの視点)

好循環

労働者のモラル  
アップ  
職業能力の向上

企業の生産性  
向上  
日本経済社会  
全体の発展

## 「非正規雇用」の現状と課題

### 【雇用形態に係る法制上の整理】

\* あくまで便宜上の整理

#### 正規雇用

- ① 期間の定めがない
- ② フルタイム
- ③ 直接雇用
- ④ 勤続年数に応じた待遇
- ⑤ 勤務地・業務の限定なし  
時間外労働あり

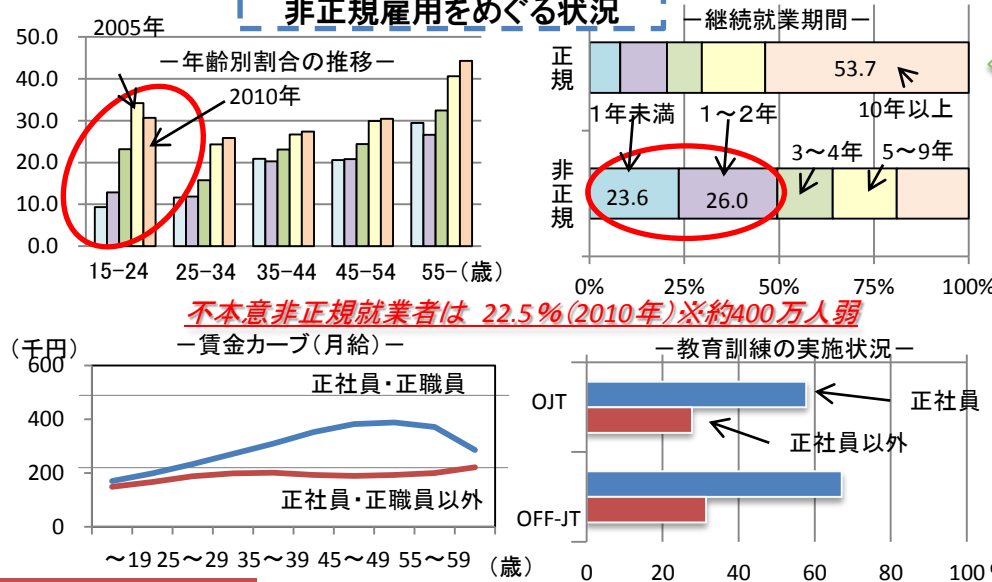
#### 非正規雇用 (正規雇用以外)

- ① 有期契約労働者
- ② 短時間労働者
- ③ 派遣労働者

#### 「多様な正社員」 (勤務地、業務等が限定)

\* +④、⑤=「典型的正規雇用」、④、⑤を満たさない=「多様な正社員」

### 非正規雇用をめぐる状況



### 【非正規雇用に通ずる課題】

- ① 雇用が不安定
- ② 経済的自立が困難
- ③ 職業キャリアの形成が不十分
- ④ セーフティネットが不十分
- ⑤ ワークルールの適用が不十分  
労働者の声が届きにくい

\* 若者中心に、非正規状態が長期化  
\* 正規雇用にも長時間労働等の問題  
(ディーセント・ワークの点からの問題のほか、  
正規雇用への選択を狭めている)

## 施策の基本姿勢

- ◆ 労働者の希望に応じて  
①期間の定めのない雇用、②直接雇用  
どのような働き方でも  
③均等・均衡等公正な処遇の確保  
が雇用の在り方として重要
- ◆ 労働者の士気・能力向上により  
→ 企業の生産性の向上  
→ 日本経済社会全体の発展(好循環)
- ◆ 正規雇用の働き方も見直すことで、  
正規・非正規の連続性を確保
- ◆ 政労使の社会的合意の下社会全体で  
強力に取り組を推進

## 施策の具体的方向性

### ① 若者に雇用の場 を確保

- ・ 学校での働くことや  
ルールの意識付け・  
啓発、キャリア教育  
の一層推進
- ・ 新卒者支援体制の  
構築
- ・ 求職者支援制度の  
活用、企業の雇入れ  
支援強化
- ・ ニート対策の強化
- ・ 「若者雇用戦略」  
で、労使、教育界、  
政府一体で推進

### ② 正規雇用・無期雇 用への転換促進

- ・ 外部労働市場や同一  
社内での正規雇用へ  
に向けた支援の充実
- ・ 短時間労働者の正社  
員転換の推進
- ・ 派遣労働者の派遣先  
での無期直接雇用の  
推進
- ・ 有期労働契約の無期  
雇用化の促進等

### ③ 中立的な税・ 社会保障制度の構築

- ・ 厚生年金、健康保険  
の適用範囲の拡大
- ・ 配偶者控除、社会  
保険の被扶養者認定  
の仕組み  
(103万円、130万  
円)の見直し
- ・ 社会保障・税の所得  
再分配機能の強化

### ④ 公正処遇の確保 不合理格差の解消

- ・ 事業主への助成、  
労働関係法令等遵守  
の周知・指導等の着  
実実施
- ・ 集团的労使関係シス  
テムの整備
- ・ ハローワーク等での  
相談援助体制の構築
- ・ 企業評価の仕組み
- ・ 最低賃金の引上げ
- ・ 有期契約労働者の不  
合理的な処遇の解消

### ⑤ 均等・均衡待遇 の効果的促進

- ・ 「同一価値労働同一  
賃金」の考え方を尊  
重(性差別等を生じ  
させない)しつつ  
日本的な「均衡」  
によりアプローチ
- ・ 派遣労働者の均衡  
に配慮
- ・ 職務評価・職業能  
力評価の一層活用
- ・ 短時間労働者の均  
等・均衡待遇の一  
層促進

### ⑥ 職業キャリア の形成の支援

- ・ 企業内訓練の強化
- ・ キャリア・コンサル  
ティングの活用促進
- ・ ジョブ・カード制度  
の活用など社会全体  
での職業能力開発機  
会の確保
- ・ 求職者支援制度や  
公共職業訓練の推進  
(成長分野のほか、  
「ものづくり分野」  
も注目)

### ⑦ 雇用の セーフティネット強化

- ・ 雇用保険の適用拡  
大、求職者支援制度  
の円滑な実施
- ・ 雇用調整助成金の活  
用
- ・ 福祉施策との連携に  
よる早期の再就職支  
援(特に住居・生活  
困窮者。多様な就労  
機会の確保も検討)
- ・ 統計の整備充実